タイトル:総会の「欠席届け」が議長に一任と取り扱われる可否。

< 質問 >

総会の委任状について、管理規約で(総会の議決権)四項有り、組合員は議事について 書面又は代理人によって議決の行使ができる、等々あります。20年前でしたら欠席者は議 案を議長に一任する決議が良く使われていましたが、近年は議案を何号室の誰それに委任 する方法がとられています。

当マンションでは、いまだ 欠席者表は議長に全て委任する総会になっています。何回 も居住者の意思が反映される総会を申し入れましたが聞き入れません

このままですと、悪意があれば管理組合を操れ、常に裁判沙汰になりかねませんご指導を お願いいたします。

< 回答 >

総会に出席できない組合員は「委任状」又は「書面」による議決権行使が認められています。

<説明>

標準管理規約の「書面又は代理人によって議決権の行使ができる」について。

「書面による議決権行使」とは、議案ごとに賛成か反対かを書面に書いて提出することで、管理組合は「議決権行使書」を議案書に付けて配布するのが普通です。

しかし、これを配布しない管理組合が結構あります。配布するように要求してはいかがで しょうか。配布しない場合は、自分で賛否を書いた書面を作って提出すると良いでしょう。

「代理人による議決権行使」とは、代理人に委任して賛否を託すことで、この場合は委任状が必要です。(規約では「他の区分所有者に限る」など委任先の範囲が定められています)。

しかし、誰も委任する人がいない場合で議案に異議のない場合は、総会の主催者である 理事長(=議長)に委任することができます。ということで、主催者では「白紙の委任状 は議長に委任されたものとみなします」とか、委任状に「議長」に、まる印を付けるよう にした委任状を配布することがよくあります。

ご質問の「欠席者表は議長に全て委任する」というのは、欠席者表を提出した場合には、 議長に委任したものと見なすという事でしょうか。この扱いが有効かどうかはかなり疑問 です。委任状の提出で議長に委任する方式に改めるべきでしょう。

正しても聞き入れないのでしたら、欠席表は出さないで代理人に委任状を託して出席して もらい議決権を行使していただくか、「議決権書面行使書」を自作して提出してはどうでしょう。

欠席者表と委任状を同時に出す場合、欠席者表と議決権行使書を同時に出す場合、どち

*この文書の著作権はNPO集改センターに所属します。文書の無断での編集・転用を禁じます。

らも受け取った議長は、委任状又は議決権行使書を有効とすべきです。

なお、総会では「あらかじめ通知した事項のみ決議できる」と規約に規定されていると 思いますので、その場合は議案書に議題として挙げられた事項しか決議できません。

議案にない「緊急動議」や議案以外の総会当日に会場でだれかが言い出したことについて は決議できません。このことから白紙委任や議長委任は主催者(理事長)に異議なしとし て扱われることが認められるのです。

しかし、欠席者表提出が議長委任(異議なし)という扱いは、法的に有効かどうかは判りませんが、飛躍した考えで行き過ぎであり、かなり無謀な扱いのように感じます。

出欠者表は、何人くらい参加するか、会場など準備のためのもので、賛否とは本来別の ものであるはずです。「議決権書使書」と「委任状」を添付して総会議案書を配布するよう に根強く説得するしかないのでしょうか?

^{*}この文書の著作権はNPO集改センターに所属します。文書の無断での編集・転用を禁じます。